

宇多津町農業委員会会議録

1. 委員会の種類 平成29年11月定例農業委員会
2. 召集の通知年月日 平成29年11月 7日
3. 開会の日 平成29年11月20日
4. 開会の場所 宇多津町役場 西館 2階会議室
5. 招集者の氏名 宇多津町農業委員会会長 蛭子 一
6. 委員数 8名
7. 出席委員数及び氏名 8名 蛭子 一 委員・大坂 秀美 委員
谷川 英昭 委員・稲田 直樹 委員
宮本 政文 委員・石川 浩 委員
吉井 繁信 委員
8. 欠席委員数及び氏名 1名 池田 香代子 委員
9. 通知した会議の目的たる事項
議案第1号 農地法第4条第1項の規定による許可申請書（県知事許可分） 1件
申請人 宮本 一 夫
議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書（県知事許可分） 2件
申請人 ~~譲渡人（貸人）~~ 譲受人 ~~（借人）~~
内田 重忠 嶋田 良信
内田 敬子
内田 重忠
内田 敬子 渡邊 永恵
- 議案第3号 その他
10. 開 会 午前 9時27分
11. 閉 会 午前11時00分

午前9時27分 開会

○蛭子会長 おはようございます。

若干定刻より早いですけれども、きょう池田さんが欠席届が出ております。あともうそろいましたんで、ただいまから農業委員会定例会を開催したいと思います。よろしく願いいたします。

それではまず最初に、議案説明1を。

○事務局 それでは、第1号議案から御説明を申し上げます。

○蛭子会長 ごめんなさい、議事録署名人を忘れております。谷川さんと宮本さん、よろしく願いします。

○事務局 それでは、議案第1号農地法第4条第1項の規定による許可ということで、香川県知事許可でございます。

受け付けが平成29年11月2日、所在地、東分板橋西397番1、398番、399番1、地目が田、現況も田ということで、面積が495平米、それから790平米、それから447平米、申請人に関しましては宇多津町大字東分473番地、宮本一夫さん。

太陽光発電パネルを設置し売電することで安定収入を得るということで、転用目的に関しては太陽光発電の設備ということになっております。

それで、これについては1点目が隣接農地の同意書ということで、3名ほど同意が得られてないということになっております。それで、協議内容については石川測量事務所さんのほうからですけれども、土地所有者より隣接同意について依頼したので、同意をもらってほしいと依頼があったということでございます。平成29年11月1日水曜日の電話確認、去る12時から12時10分ということで、連絡先は三枝様、石川事務所で、隣接同意のお判をお願いしたいということでしたけれども、宮本さんから連絡が来ていないと。隣接の野田さんについては了承を得たと。平面図と立面図と石川事務所の確認書を持ってこないと判は押せない。我が社は覚書を持参する位置にないので、弊社として拒否しているということで返ってきております。

あと、お二方についてはこの同意書の中には入っておりません。

それからもう一つが、意見書の交付についてでございますけれども、これが鍋谷水利さんですけれどもこれがないということで、それと隣接同意の部分で水利組合長が野田マサカズ様なので、隣接同意等についても野田さんがかかわっておるということで、平成29年11月1日に訪問と。水利組合総代、隣接所有者の野田マサカズ氏宅に訪問ということで、

隣接者として押印をお願いしたい。野田さんですけども、農地の転用は同意できないと。大雨の際遊水地の機能もあるので、そのことが理由であるということで、同じく石川のほうから水利総代としての同意は可能かということでございますけれども、これは野田カズオ氏を訪問し、不在で再度家族に伝えたと、水利総代の野田氏宅に訪問、農業委員の吉井様も同席ということで、水利総代の同意を願いたいと。境界の争いがあるので会計してからでも遅くないやろ、同意はしないという。

それから、石川のほうから、農地の転用とは関係ないし、雨水、水田の余水だが同意できないのかということでございますけれども無理だと。雨水、水田の余水だが、放流できないのであれば宮本一夫氏所有農地の西側の396番の2及び415番1の余り水を受けて放水することになっているがそれもだめなのかということで、両水田の落とし口を塞ぎますと。問題になれば野田氏の対応をお願いすると。雨水の放流ができないので、雨が降らないようにしてくださいということも何か石川事務所のほうから言われたら、農業委員の吉井様は同席していたが、野田マサカズ様と両名とも異議がなかったので再度確認して退席したということで、議事録の部分が来ております。

○吉井委員 それちょっと違うんよ、言い分が。

○事務局 私はただこれ……。

○吉井委員 いやいや、それはな、僕と野田さんがおったところへ石川さんが来たんや。

○宮本委員 濟いません、石川さんはどういう御身分。

○事務局 石川さんは今手続上、この分の農転の部分の測量設計のほうをされたという方です。

○宮本委員 ああ、家屋調査士してんの。ちょっと聞き漏らしたんです。どういう立場かって。

○吉井委員 石川さんが来て判を押してくれて。それは筋が違うやろって僕が言うたん。本人が何で来んのや言うたんよ。あんたそなあな判ことあるあれがないで言うたんや。ほんなら伝えますというて一夫さんに伝えたら、二、三日して来たんや。ほんで、僕は野田さんとこの境界に僕は立ち合いして、境界したんと、これずれがあるんやっつと、写真ある、ちょっと見てもらったら。ほんで、こういうことするんや。ここまでがうちやと思いうてんが、そなあなんでわしは何で判できん。これは前の農業委員会、今のメンバーはおらん、谷川さんと蛭子さんしかおらんけど、したときに2012年に立ち合いしたんや。ほんで、境界決めてして、4月やったかな、5月やろかはっきり忘れへんけど、これを工

事したんは工事するための立ち合いやと。谷川さんもおったかな。

○谷川委員 おった。

○吉井委員 蛭子さんもな。ほんでそういうこと言うんで。5年もしてからまだ落ちがある。ひっこめとんやって。そういうことを言う人には僕は判は押せへんというんや。

○大坂委員 これ、線を引っ張るとととこが……。

○吉井委員 そこまでが、一夫さんがわしのとこやと、こう言うんやがな。最初の人に。

○大坂委員 道みたいな……。

○吉井委員 そこに家や井戸があるやろ、ポンプが。その間にこのぐらいの垣根があるんや。最初行ったときに、ここまでうちやけん。こないなったら話にならんというて一旦別れて、また10日ぐらいしてから、……。

○谷川委員 いやいや、この境とこれとは違うな。

○大坂委員 ああ、これとちゃうん。

○谷川委員 場所が違うか。

○宮本委員 別のところの写真やから、このくらい本当は違う。

○吉井委員 入り口を、それつながつとるんじゃ。

○宮本委員 過去の経緯を今。

○吉井委員 そなあなむちゃくちやじゃったら、これはもう話にならんというて切つとったんよ。ほんなら10日ぐらいして、吉井よ、頼むけえ現状でさせてくれというて、頼んでくれへんかと言うけん、それやったら話をするというて話しして境界をつくって、ほんで工事したんよ。ほんで、2005年5月やったか4月やったか農業委員会と言うたら、そななん工事するためのあれやから、そういうそを言う人は僕は判押せへんというて言うたんよ。家建つとる、家の際までそうやというて、どない思いますか。

○事務局 吉井さんの御意見もごもつともだとございます。ただ、この案件に関しては、基本的にこちらの出ている分の、農業委員会として審議されるのはこちらの今第4条の規定に基づく農地についてでございますので、そこら辺だけ御認識をいただけたらということでお諮りするようになろうかと思えます。

これはまた、案件的には多分、言われようるのは多分宮本一夫さんとの入り口で、今出てきておる場所とはまるで場所的に違う部分であるというのと、あとは……。

○吉井委員 そりゃあ違うんはわかるで。そういうそを平然として言う人なんか同意で

きへんでしょうが。

○事務局 ただ、吉井さんも同席されたということで、ただ今までこの田んぼに関して田落としの、水まで落とさせんっていうことに関し……。

○吉井委員 落とさせんとは言ようやへんねん。立面図をちゃんと持ってこいと言ってもそれ持ってこんのんやから。

○事務局 ああ、そうなんですな。

○吉井委員 高さもこのぐらい1メートルとか、口だけで言うだけ。そんなあなんじゃあ、いや、ことしも4回つかつとんで、ずっと。最後のはな、台風のときには稲の穂先までつかってしまったんや。こういう現状だから、立面図を持ってしてもらわなんたら、覚書してもらわなんたらでけんと言ようります。むちゃくちゃ言ようるわけじゃないんじやから。

○事務局 一応、こちらが平面図で……。

○吉井委員 毎年あそこはつかるんやから。

○事務局 まあそれは……。

○吉井委員 皆さんも知つとるやろ。

○事務局 それは知ってますけど、もともとことし、別の話、農業委員さんは知らないんかもわからないですけども、うちとしてあの水路を広げて工事したら、個人の水路であるので直すこともできないんでっていう提案を一応水利組合にしたけども、そのときはもういいというお話でこられてるんで、私どもとしても水がつかった、つからんという前にうちとしてもそういうお話があったので動きよったのがもう9月に補正をかけて測量して実質的な水の量とかそういう部分で水路をやりかえて御提示する予定にしておったんですけども、それが結局できてない。そりゃあ、言われるように田んぼがつかるといふ部分をうちも解消すべきであり、またあの水路については公共の水路でないというお話もあったので、そういう部分でうちが管理できるようにしませんかというお話もさせてはいただいたんですけども、水利としてはそれはせんでいいということでございましたので、今言われることに関しても逆に水路を広げておればつからなかったかそれはまだわかりません、想定上の話なので。

○吉井委員 いや、50センチ広げたらあれは何もない。

○事務局 いや、うちはほんじゃけ50……。

○吉井委員 違うぞ。

○事務局 ちょっと待ってください。うちは50センチっていうお話は、そりゃあ宮本一夫さんがしたんかもわかりませんが、町としてはその50センチ広げます、何ぼ広げますというお話は一切してませんし、それはまことに申しわけないんですけども、測量して全体の水量等を計算してる上でこれ何ぼ広げないかとかという部分で初めて水利にお話を持っていくと。その前にここを測量して、水路の拡張っていうんで測量設計させていただきませんかというときにそれはせんでいいというお話であったので、うちとしてはもう9月補正の課長も御存じのとおりもう補正には上げてない状態でございます。

○吉井委員 いや、宮本さんが来たんは、50センチ広げてくれと。ほんなら水利組合が買いひろてくれて、かいひろてそなんやったらせんでいいことになった、水利組合でもな。条件はそれです。

○事務局 ああ、そうですね。ただ、私どもから言われるんは、水路の部分は測量をことし広げようかと。あそこも、僕らもそうです。何遍も行ってマルナカの横を通行どめにしってっていう全体の……。

○吉井委員 毎年やけんの。

○事務局 そうそうそう。もうここ最近ずっとなんで、うちとしても懸案事項の一つなので、逆にあそこの部分は遊水地としてなくなってしまってるんで、全体を見直す中で。ほんで、あそこに関しては町としては手が出せない、個人水路、逆に言えば水路がないような状態でございますので、それをきちんと切って町管理にすればいいんじゃないかというお話までさせていただいたと思うんです。

○吉井委員 いや、結局毎年つかるやろ。

○事務局 そうそうそうそう。

○吉井委員 立面図出してもらわなんたら、ここで低かったら全部、木とか流れてきたら、本当草とか流れて詰まったら、向こうへ行かんと上までまたつからんや。それを言うのに持ってこんのやから、それはもうちゃんとしてもらわなんたら隣地としての判は押せんと。それは伝えといてください。

○事務局 はい。あくまで隣地に関しては前も御承知と思いますけれども、県としてはもう隣接同意は要らないという状態であると。ただ、宇多津に関しては後々の部分で皆さんにもお話ししたとおり、後々の問題事に関して町に持ってこられてもそれは民民の話であるので解決ができないんで、宇多津町としてはとってくださいよという方針でいっておるし、よっぽどとれなければもう、それでも事業を本人がするというんであれば、一応誓約

書もついておりますので、全責任を持ちますという誓約書もついておりますので、うちとしてはそれ以上はもうどうしようもないという状況である。案件、今回のこの部分に関してはそういう条件の案件であるというふうに……。

○吉井委員 個人的に持ってこないかんよ、覚書は。まず町に出したきんゆうたかて、責任とれるかとれんかわからんでない、それは。なあ。

○事務局 町ではないですから。香川県知事に出す誓約書。

○吉井委員 県知事にしたって、隣接の人にちゃんと覚書書いてもらわなんたら承認できへんで。

○事務局 基本的には県がしておる……。

○吉井委員 県がって、また県やゆうて逃げまくったらいかんわ。

○事務局 いやいや、ちゃう、県のほうでしておる隣接同意は、隣接同意じゃなくって確約書という形で。

○谷川委員 ほんなら必ずしもこれは書類上ではもう何も、これは反対、反対というんじゃないけど問題はないんやろ。書類以上の上はもう。きちっとできとるということやな。

○事務局 基本的には、隣接同意に関しては、あとは水利の……。

○谷川委員 隣接の同意書の判がないというだけのことやろ。

○事務局 いや、もう水利の判がないので、一応県には確認はしたんですけども、もう基本的にやりとりの中でとれなければもう仕方ないねっていうお話は県からはいただいております。

○谷川委員 ほんなら、吉井さん、水利が、あんたんとこの水利がこの1件に対して判せんという理由は、今のおたくが言うさっきの写真の、境の分が問題になつとるということやろ。

○吉井委員 これは関係ない。これは僕の個人的あれやから。

○谷川委員 ああ、それはあんたの考えやろ、それは。ほんなら、それやったらもうあんたのこの水利総代さんが太陽光の分の宮本氏のこれに対しての同意ができんという理由が何かあるんな。

○吉井委員 結局立面図を出してくれと言よんよ。

○谷川委員 図面を。

○吉井委員 図面出さんとわからん、高さが何ぼ、どんだけのをするやら。

○事務局 その辺は、それも……。

- 吉井委員 立面が入っとん。
- 事務局 立面が、断面。
- 事務局 断面図。
- 谷川委員 断面は出とんやろ。
- 事務局 断面は出てます。
- 谷川委員 それは高さ入っとらんのん。
- 事務局 いや、入ってます。
- 谷川委員 入っとんやろ。
- 事務局 はい。
- 吉井委員 ほんなら、なんでそれを持ってこんのん。今だに持ってこんのんよ。あるんやったら持ってきたらええんや。
- 石川委員 農地法4条1項の許可条件というのは、制約、どういうことをクリアすれば許可っちゃうになっとんですか。いろいろ知らないから申しわけないけど。4条1項で隣接同意とか、今おっしゃる水利組合の・・・。
- 事務局 そこまでは書いてないんです。逆に言うたら、公図がありの何がありのっていう部分で申請書を出してきて、あとその間違いがないかどうかっていうのを県で、うちでもそうですけどチェックをかけて、必要書類がそろっているかどうかによって出すという形になりますので。
- 石川委員 じゃあ、どういった流れの同意とかというのは、4条以降には書いてないん。
- 事務局 書いてないです。
- 石川委員 ああ、書いてないんですか。
- 事務局 はい、というか県はもう2,000平米以上になったら要るんですけど、2,000平米以下の場合にはもう隣接同意書は要らないというふうになっておりますので。
- 大坂委員 ここの田んぼの境界は間違いがないんやろ。
- 事務局 基本的に境界は、今の状況ですので境界をしようとしたんができてない。そこに、言うたように、農地なんやけど水路があると。その水路の決め方っていうのができないので、ある程度図面は持ってはおるんですけど、境界確定は出てないような、ちょっと待ってください。

○吉井委員 これでは低いで、また水が来たらつかってしまう。この前の台風でも木のこんな流れってきて、前の家のとこにいっぱい詰まったんや。それが今までそこでとまってるけども、なかったらそこに詰まる、太陽光した場合に。この高さではまた詰まると思うんや。そこで塞いだら下へいかんと上へずっとに張って行って。そこら辺を言よんやけど。

○事務局 境界確定の協議書まではうちに出てきて、町としては町道の話であるので受け付けはして、現地も確認してると。確定の通知がまだ石川事務所から出てないという状況みたいです。

私のほうからの説明は以上です。

○宮本委員 1つ、用水路の話が出たんですけど、その水路の部分は宮本さんのところの土地の中にある水路なんですか。

○事務局 そうです。宮本さんとこというか、裏の……。

○谷川委員 この青い図面で言うてみてくれ。これでどういふようになっとるか。

○宮本委員 水路の話がもう一つ理解できない部分なんですけど。

○事務局 基本的には丸をしてるんですけど……。

○宮本委員 赤い丸を、こっちの図面にもある。

○事務局 ああ、赤い、はいはいはい。そこに丸の中心から右手に2軒家がありますよね。

○宮本委員 ああ、あります。ようわかるね。

○事務局 その横がちょっと太くなってるでしょう。

○宮本委員 ああ、あります。

○事務局 それが水路です。多少ちょっと曲がっている部分もあるんですけど、これは公図上にない……。

○宮本委員 これっていうことは、三枝さん側のほうにあるわけですか。

○事務局 いや、それは……。

○宮本委員 野田さん側のほうにあるわけ、水路は。ここ2つ家がありましたね、片一方が三枝さんで片一方が……。

○事務局 ああ、済いません、済いません。これは農道で、水路自体は、済いません、2枚目のところで、消えかかっておる裾になるんですけども、ここからちょっとややこしいんですけども……。

○大坂委員 これ1本は三枝さんとこの好美さんとこの進入道路だろ、どっちかが。

○谷川委員 これで今の現状では、もう三枝さんともいっばい田んぼになつとると。

○大坂委員 こっちの好美さんか。

○谷川委員 ああ、ここは、こっちは……。

○大坂委員 こっちの脇に用水があるんじゃないん。

○宮本委員 要は、こっち側かこっち側に水路がどっちについとんですかという……。

○谷川委員 いや、それは現状を見に行ったけど、そんな水路ゆうんやないが。家の際まで全部、境まで田んぼになつとったが。

○宮本委員 いやいや、そうじゃなくて、金井さんが説明されたように、僕も聞いただけで不確実なんですけど、9月議会で予算をとって何とか町も動こうとしていたと。そのときに、ちゃんとした水路じゃなくてわたくしの水路だったよという話が出たじゃないですか。それは、宮本さんとこの土地の中にある水路なんですか、これがよくわからないんで、済いません、教えてくださいと私はいいよん。話が複雑なんよな。

○事務局 資料が、非常にわかりづらいかなど。

○宮本委員 いや、町も絡んで、予算箇所をこことして、僕も津ノ郷の職場をやってましたんで、このあたり水がたまるというのはよく理解はできるんですけど、町も今言うふうにならな水がたまるよこやから解決しようとしていろいろ動いて予算化もしたという話も伺ったんで、それがなぜ途中でやめた、そんなんも含めてわからないんです。

○事務局 基本的に、これが中央線、こちらが11号線、この角がローソンです。これから1枚、2枚あって、ここに細い田んぼがあるんですけども、その間にここから水路がずっとこう入って、ほんで公図上はこのローソンの横から津の郷の水がこう入ってくるんです。途中で一緒になるんです、ここで。絵が下手で申しわけないです。ここで一緒になって、ここまでは公図上はあるんです。これからこっちへ落ちて、曲がって、曲がって、曲がってという。ここに野田さんとこの家があるんですけども、その横が吉井さんとこの田んぼがこういう形でおるんです。ここに町道があつてこっちに鴨田川があるんですけども、これからここに落ちて、この途中からこっちへこういう形で、ここに何ぼかの住宅がこういうふうにな、1枚挟んで、田んぼがこういうふうにな。ここがマルナカですわ。こういう形で水路があるんですけども、この水路については公図上になくて、どちらかの誰かが出して、水路を、工事自体は私聞いておるのは何か町が失対工事でやったというお話は聞いてはおるんですけども、公図上には津の郷から水路がここまで来たら、あとは

田渡しで鴨田川に落としとったものを、ここら辺に関しては落とせれんのでっていうんで水路をずっとつけてる状態みたいです。それでよろしいですよ。

○事務局 どこまでが公共なん。あの縦のだけの。

○事務局 縦とここまで。1枚目ぐらいまで。

○宮本委員 ちょっと太う見せて。公共の水路を。

○事務局 うん、そこがわかるように。

○事務局 公共の水路はこれ、ここまで。多分ここが野田さんところですよね、角が。

○吉井委員 違う違う、三枝や。

○事務局 三枝さんですかね。

○事務局 細い赤い1本の線が全部公図ない。

○事務局 1本の線が公図にない水路であると。先ほど言ったように、9月の補正ではこれをずっとここまで、ほんでここでいつも暴かんような、ここら辺が全部水浸しになって。だから、これを広げる分と一緒にここら辺の工事も兼ねないかんかっていうことで一応津の郷水利さんにお話はしたというのが現状でございます。

○宮本委員 いや、鍋谷水路。

○事務局 ああ、鍋谷水路。

○宮本委員 鍋谷水利。

○事務局 はい、鍋谷水利にお話ししたというのが現状でございます。

○大坂委員 宮本一夫さんとの田んぼは。

○事務局 宮本一夫さんとの田んぼは、今回申請が出ようるのはこの間のこことこことここ。

○宮本委員 斜線を入れて、ごめんなさい、そこの3つ、うん、そうそうそうそう。

○事務局 ほんで、またここには別の人の家があると。

○谷川委員 うんうん、そうじゃな。家とのこの間。

○事務局 ここら辺はまだ田んぼであると。今言った、書いてたのはここら辺の田んぼの水をここから抜いてこっちへ落とすということと言ったんやけど、水利総代、ほなきんここは公共なんです、ここまでは公共がおるんです。

○宮本委員 ああ、赤いの。

○事務局 うん、公共、ここに公共の水路がおるんです。落とすようにしよって、ここではちょっと狭いんで宮本さんのほうが何かここに集水ますを構えてこっちに落とすという

ことで図面は出てはきておるんです。じゃけん、ここら辺はどっちが田んぼを出して水路をつくったかという記録までは町にはないので、私がこれを見る限りは宮本一夫さんがそういう図面で、こっちが何ぼ出しとるとかそういうのはお持ちだったんで僕が一遍見たことはあるんですけど、距離とかそういう部分はちょっと、見るだけなんで覚えてはない。どっちかが田んぼで、こっちなりこっちが何ぼか出してって、ほんで田んぼの中に水路をつくって、こっちが出した、三枝さんが出したんか宮本さんが出したんか知らんし、ここもそういう形でずっときてここまでいってるっていうような状況です。

○蛭子会長 ということで、何か引き続いて議論してもろうたら。

○谷川委員 ほんなら、今の水路は町が一応行く行くは50センか60センになるけど、幅はそれと同じ、水路はやっぱり新規にやり直しする計画はあるん。

○事務局 ないです。

○谷川委員 ないん。

○事務局 はい。今のところはないです。

○谷川委員 今のところはないというんか。

○事務局 はい。

○宮本委員 ないというのは、一応予算化しようとしたけど、それで話が地元からの話で途切れたから今もうないということなんですか。

○事務局 今現状は、そのとき途切れた……。

○宮本委員 途切れたからもうないっていうことで……。

○事務局 うん、今途切れて、逆に言うたら鴨田が広がればっていう話も絡んでくるんで、鴨田はちょうどこの角を、この角までが鴨田の……。

○宮本委員 だけど、県の工事になるっちゅうことやね、そこの。

○事務局 ここまではね。

○宮本委員 うん、そうそうそう。

○事務局 そう。その中でうちが手加えれんこともないんでしょうけど。

○宮本委員 いや、そういうんじゃないくて、うん。だから、県の話もこれは絡んでくるわけですか。

○事務局 そうですね。

○宮本委員 今の排水の話もという意味で。

○事務局 ああ、そうですね。基本的に県道のここを抜いとんは、800ぐらいの管を抜

いとんです。管を、道路の下を。それで、400とか500の分でこっちに来とるもんやき、実質こっちから津の郷来る分と丸亀から来る分、両方がかっちゃんしてここへ入るんです、はい。その上に、この津の郷のもう一つのラインからもここでかっちゃんしてくるんで、水が。

○宮本委員 だから、集合地帯にはなっとるんよね。

○事務局 はい、そうです。一応、一番ここら辺が宇多津町内では一番低いところっていう部分もあるんはあるんです。聞く話によると、こっちの分に関しては本当はこっちに来るべきものではないと。

○宮本委員 みんなそう言います、うん。

○事務局 はい。途中までこの奥のところに、赤井戸かな、青水かな、ポンプがある。赤水やろ、赤水のそこまでは1メートル近い水路があるんやけど、それから下になったら急にことして40とか50という、本当はそこに水が来ないで赤水の部分、くみ上げた水をここに入れるのが妥当らしいんですけど、そこら辺までちょっとうちも制約はしてないんで、それはもう地元水利さんの中で引き継がれてる部分で、これはあくまで聞く話で、何かこれより前に堰をとめて、本当はこっちへ流さないかんのを、もう吉岡のほうで堰をしてないんで全部がこっちへ来て真つすぐこっちへ来て、ここで合流してっていうんでここがもう水浸しになるというような状況もあるというお話は聞いております。

○吉井委員 それな、水路やけど、飯山の裾にな、土器川のほうへ半分ぐらい今放流しょんよ。前ゆうたら、もっともっと来よったんや。飯山の登山口のところに、高山橋までいく川がある。土器川へ今3分の1を放流しようるから、あれがもともとやったらもう1メートル以上つからん、あれが。吉岡の部落が何年か前にまだまだ被害はある、少のうなってきたんやけど。今の言いよったの、50センチ広げえ言うきんな、そりゃああんなんやったら同意できへんと言うたんや。せめて2メートルぐらいにせんかったら、今のこの雨の台風でもう浸るし、うちのほうへ、稲の穂のそこまで。じゃけ、ここ草は全部つかって。そういう状況やけど。

○事務局 あくまで基準が、一夫さんが言われた50センチであっても、うちはそのまでの話は、設計をしてみて、それから水量を計算しないと水路幅っていうのは何ぼにするかというのはわからないので、町としては50センチっていうお話は一切しておりませんので、そこら辺は御認識をいただけたらというふうに思います。

○事務局 基本的に、もともとの構造が、田んぼに使う水をとるための用水路、基本的に

ある意味排水路も兼ねるんですけど、今回議論してる大きな水っていうのはもう基本排水の世界なんです。だから、それを普通の水路にするのかっていう話があって、根本的には考え方が異なる可能性があるんです。これを既存の水路をちょっと広げましょうとかという話じゃ全くないところでの議論が問題。なかったらいかんのかなというところもありましたし、単純に水路を広げたらええがという話だけではとどまらんのかなと。当然、水ですから流さないかんわけで、下ですよ、今度言われたの。その下の河川がまたああいう規模の河川でいっぱい流れてるので、本来排水系の整備っていうのは下から下から来るんやんかっていうのが当然のことなので、用水路に関してはどちらかといえば上から下へ上から下へという、まあまあ発想が全く逆のところになりますので、その中でもしっかりと認識した上でそれぞれ設計に入るにしても入っていく必要はあるんじゃないかという認識はちょっとしてたんですけど。いかんせん今の現状を何とか少しでもよくする可能性があるのかないのかというところでの検討をしたらどうかというレベルでの町としての思いはあって、ちょっとどうかなというところは。だというのが正直なところなんです。

○吉井委員 1つは、立面図を、もっと上げてもらわないかな。高さではいかん、多分同意してくれへんし。そんなら判は要らんと言うならそれまでじゃけど、そんなんでまた問題になったら困るし。ちゃんとした立面図をG Lから何ぼかもっと上げてもらわななら必ず被害が出る、間違いなしに。それだけ考えとってください。それで、あくまでするんやったらしたって構わんけど、それ被害になったら補償せないかんようになるけえな。それだけ伝えとってください。

○蛭子会長 どういたしましょうか。これは隣接同意がなければ、今まで大体この農業委員会では、特に水利組合の同意がなければ許可してなかったんですけども、若干直接に絡む、水路の関係では若干外れとるようなというふうに私は思うんですが。県との意見も、金井さんがさっき冒頭に言うたように、なくてもこの案件になったらいけるんじゃないかということあるんですけども、かといってそのまま境界線の隣接同意がないのにはいって許可するわけにも簡単にはいかん、今の・・・いうてもいかんということで、しかしまとめをせないかん、どっちか。この案件だけに絞り込んでいってでも、水利組合の同意がないという話が。ほんで、水利組合がなぜ同意できないかといったら、この案件と直接深いかわりが若干外れとるんじゃないかというふうに私は思うんですが、いかがなものでしょうか。

そして、同意すれば、このままだったら何か太陽光たったら隣接するところについて、

また鍋谷の水利組合について大きな不都合があると、こんな不都合がある、懸念されるんだというようなことがあるのでしょうか、ないのでしょうか、そのあたり。どうでしょうか。もう判もろうて、当然はい、許可というのが一番ええんですけども、今までのきょうの例は判がないという話の中ですから。

○吉井委員 これを許可してしもうたら、もう今後とも判なしでもできるということになってしまうけんな。

○蛭子会長 うん、そうそう。ほやけえ、その許可、判押せんのに、何で押せんかというふうな、こないなことが懸念されるんだという、こういう将来的な条件が懸念されるけん判押せんという話が、具体的なやつがあれば。ほんなら、それを懸念する人は施工者に対してこういう懸念が出てきとるがどうやというような話を進んでいかんとこれはなかなかいかんと思う。

○谷川委員 ほんじゃけえな、水利組合が何でそれが判ができんかというその理由がはっきりせないかんわ。はっきりと、それもほいでどちらか言うたら吉井さんは、水利組合長から理由を先に言って、あるいはどうしてできんかという理由を出してくれにゃいかんわ。判ができんのやったらできんで。

○吉井委員 第1番には立面図を大体持ってこにゃあ。町へ渡して何で個人に出せん、立面図持ってこん。そしたら、判を押すというんやけん。納得がいったらでええ。

○谷川委員 いや、ほんじゃけえ、それやったらその中へ入ってとる石川さんという人に高さが何ぼでというて、それも立ち会うたときにそういうような話が出るじゃろうがな。

○吉井委員 言わへんのにから、持ってもこんのに。今初めて俺見たんやきん。何遍も会うとるんよ、言うたって持ってこんのんじゃ。おかしいやろ。普通やったら持っていったら何ちゃあやましいことないんやから。ほんで高さもこれでよかったらみんな判押し。

○蛭子会長 その高さ、普通の。ぐっと高いところへあるん。下へ何かつくとかそんなの関係ない。

○事務局 ああ、関係ない。もう基本的には今の農地の高さとはぼ一緒ぐらいです。

○事務局 水利の判が要る必要性はどこの箇所なん。

○事務局 意見書……。

○事務局 いやいや、土地が接しとるからやろ。

○事務局 土地というか、今言よんは、これ、これ。

○事務局 その公共の水路のところで水利の判が要るという話じゃな。

○事務局 うん、そうそうそうそう、そうです、はい。

○宮本委員 一方、その公共の水路へは宮本さんが出さんわけです。集合ますとか何か言いよったけど。それからいうたら。

○事務局 基本的には、こっちにオチミトがおるんです。そこに出したいということで。

○宮本委員 オチミトの鴨田の方でしょ、そういうあれからいうと。

○事務局 ここで自分の土地を、寄附ではないけえ……。

○宮本委員 うん、だから私が言ったの、その水路を一夫さんとこの中に水路をつけて出すという話だから、自分の土地から鴨田のほうへ出そうとしとるわけでしょ、自分のところに。

○事務局 そうです。もともと今は、ほんじゃけえここから鴨田へ出てるんですけど。

○宮本委員 それからいうと、公共の水路へ落とさんと自分の費用で、費用か何か知らんけど、それで直接鴨田へ出そうとするんやったら、どうやろ。

○事務局 ちゃうん、もとがこっちの2枚の部分もライン的にはここに、一夫さんの中に、一夫さんじゃないけどここに入ってくるんです。

○吉井委員 そこにもともと出水があったんよ、その突き当たったところには。それを今水路にこうしとるんや。

○宮本委員 オチミトという田渡しの排水があるわけでしょ。

○事務局 うん。

○宮本委員 それが地上げするために落ちんなったん。

○事務局 いや、地上げはしないんで。

○宮本委員 いやいや、そうやのうて・・・すると、そこへ落ちんようになるわけ。

○吉井委員 今、ほんならこのぐらいしか入っとらんから、大きゅうするということやろと思うんやけど。

○事務局 道路のほうは多分いらわないと思う。

○事務局 いやいや、今水利が……。

○宮本委員 理由や、その理由や。

○事務局 水利が同意をせないかん理由を今聞かれよんで。何で直接的に水利のほうに、排水同意なのか、何の同意なんやっていう話を今……。

○宮本委員 そうそうそう、だから僕が今あの図面を書いていた理由というのはちよっと口頭で言われたときに説明されたときには、宮本さんとこがその自分が今回申請

出した土地の排水を自分とこの中に水路をつくるなり何かして、鴨田へ直接出すのであれば、地元の水利には何ら関連がないように私聞こえたんで了解とってくださいねという意味できいていただいたわけです。ほんで、会長が言われるように地元の水利と何の関係がねってというような。

○事務局 この部分も、全てここで取り込んでここへ落とし込むんです、この水路も。こっちの田んぼの水路の水もここに取り込んで落とすというんで一応水利の判がそこで要る、この部分に関しては公共の水路なんです。

○宮本委員 ああ、そりゃあそうだよな。

○事務局 鍋谷水利組合の部分というか公共の水路なので、はい、そこに落とすと。

○事務局 そこの落とすところの関係があって要るという話じゃな。

○事務局 そうです、そうです。

○事務局 それが明確じゃないから。

○事務局 ああ、はいはい。そうです。基本的には自分とこの今回する部分で、こことこの部分と、この奥にもう一つここに田んぼがあるんですけど、それは一遍この中に放り込んで、一夫さん中へ放り込んでここまで引っ張ってきてってということで絵は描かれておるんです。一応これをまた回して。

○宮本委員 そうすると、上の田んぼから来る落ち水は当然公共の水路へ落とすべきなんやから、それはそれでええわけじゃね。僕、集合ますつくと云われたじゃないですか、……。それは、今申請出とる3番に対しての集合ますと理解……。

○事務局 いや、違います、全部、全部、全部。

○宮本委員 上から来る分を含めて。

○事務局 上を含めて、はい、そうです。

○吉井委員 今の測量でつくったって、それだけしかないんで。絶対水飲まへんわ。

○宮本委員 いやいや、絵え的にどんなですかというのを。

○谷川委員 太い狭いは言わんでええ。これは今からの話じゃけえ。今の北側の宮本さんとの2枚と右側の水はそこで通って、三枝さんとの横をずっと通って今の落ち口までは水は全部行くんやろ。

○事務局 行きます。

○谷川委員 行くということは、それはほんじゃけん流れんとか太くするとか狭くするんは今からの話やろ。

- 事務局 そうです、公図上はそこまでのあれはまだできてない。
- 谷川委員 これは町が何ぼそれ以上太うにせえとかU字溝を入れえとかということは言えんやろ。じゃけえ、そこら辺はもう我々はどうするか……。
- 事務局 今の現状の部分を使うんか、それはもう本人さんのあれなんで。
- 大坂委員 橋の下みたいになっとるけど、それは塞ぐんか。塞いでそっちの開所のほうへ引っ張って落とすようにする。
- 事務局 そう、多分そう。
- 蛭子会長 今のは、ほじゃけん現状はこういって来よるわけ、ここまで来とるわけやろ、ここを落としとるわけやろ。ほんならここに太陽光が建ったらこれに何の支障があるんかといっぺわしが聞きよんよ。支障があれば判を押さへんというんももつともなことや、もつともな支障があれば。だけど、別に支障がないんやったらやな、何で判押せんへんのやろかというような。
- 大坂委員 いや、道になっとるけど、これは今現状落としよんやろ。
- 谷川委員 落としよる。真っすぐ。
- 蛭子会長 こっちの話はまた別の話やろ、これは。
- 大坂委員 ここの落としは、これは生きてなおかつここに開所してまたこっちからも落とす、2カ所から落とすようになるんだと聞いている。
- 蛭子会長 ほんなら、現状しとう……。
- 谷川委員 一夫さんところの田んぼは赤い開所のところから流しよる。
- 大坂委員 今現在はここに落としよんやろ。
- 事務局 今はね。町の公共の水は、そこへ……。
- 大坂委員 それを今度工事したらこっちまで引っ張ってここから落とすと言よんか。2カ所で落とすと言よんか、どっちなん。
- 事務局 基本的には……。
- 蛭子会長 それは個人がつけると言よんか、これは。
- 事務局 いやいや、もともとあるんです。
- 蛭子会長 ああ、あるんか、もともとのがあるん。
- 吉井委員 排水はあるんや。
- 事務局 両方ある。
- 大坂委員 両方ともあるん。

- 事務局 うんうん。
- 大坂委員 ほんなら、両方ともあるのはそのまま置いとくということやろ。
- 事務局 そうそうそう。
- 蛭子会長 両方から落とすという話。
- 事務局 落とす可能性はあります。
- 蛭子会長 ほんじゃけん、どっちにしても、こっちを落とそうがこっち落とそうが両方から落とそうが、太陽光が支障があるんかという。
- 谷川委員 ないわな。
- 蛭子会長 別に支障がないのに、ほんならいんやから何で判ができひんかという話。ほんじゃけん、水利組合のほうへ聞いてみないかん、何で支障があるんやと。判が押せん支障があるんかと、不都合があるんかと。
- 吉井委員 結局、立面図を出してくれと言うとるじゃない。
- 蛭子会長 ああ、図案、吉井さんが言う。
- 吉井委員 これ低かったらつかったら、絶対このままじゃ追いつかんから。
- 蛭子会長 うん、今、ほんならこの図面ではいかんのん。
- 吉井委員 いや、何で持ってこんのんかな、これを出すときに。
- 蛭子会長 ああ、それをな。
- 吉井委員 うん。それをしてくれと言うのに、何ぼ言うても持ってこんのや。
- 大坂委員 あれじゃ、この分が2カ所、今落とすとんのを・・・一言あれば。
- 蛭子会長 それは石川さんと言うんかの。
- 谷川委員 じゃけん、問題はないん。
- 大坂委員 それは、2カ所減すとか言うたら困ると思う。
- 大坂委員 太い水路からこちらの細い水路に変わっていくんなら。だから、2カ所落とすんならまだ問題はないようにも見てとれる。ただ、田んぼ自体が受ける面積が広がるけん、ここの落としが間に合わんゆうんもあれやろな。それは今までのがそうやったけんしょうがないとは思うけど。
- 宮本委員 だから、面積が全然増加したりしないんやから、雨水の量は一定とすると今までどおりの排水量になりますよ。これはもう間違いないですよ。
- 谷川委員 降った雨とか流れる分に対しては関係はないとは思うけどな。
- 事務局 基本的にはこの部分に関しては、多分農地としては上げないので、一部遊水地

的な、田んぼとは違いますけれども遊水的なことにはなるのかなど。逆に上げてしまうとそれだけ遊水地が減りますので、基本的に減った分の面積をまたほかのところが受けないかんようになるというのがあります。でも、今の断面図でいくと、もうほぼ今の田んぼに多少の勾配、水を引っ張るための多少の勾配をつけた部分で、田んぼ自体は高さはいらわないみたいなので、そこに水がたまって支障がないという御判断かなど。

○大坂委員 じゃけえ、要はそういった図面を鍋谷の水利のほうへ出して、理解を求めたらええということやろ。

○蛭子会長 今水利がわからんわからんというて・・・言うんやな。何ちゃあ出てこんけえわからんなど。

○吉井委員 平面図だけ持ってくるんや。ほんで、これ承認せえと言うてな。判押せって迫ってきたって、それはおまえ・・・。

○大坂委員 やっぱり隣接の農地なり、そういったとこへはしてあげないかんわの。

○吉井委員 それでこっち判断してよかったらそれでするんやけど、言うても持ってこんのんやけえ話にならんやろ。

○大坂委員 それだけの話やったら図面持って行って、ちゃんとした仕事やけんの。

○吉井委員 それを持ってこんのやから。そりゃあおかしいやろ。ここは出してくるんやったらちゃんと持っていったらいいんや。この平面図だけ持っていくんや。こんなあなんで説明わからへんやん、何と何するん。

○事務局 指導としては、その断面図を水利に出すように指導をしたらよろしいですか。

○吉井委員 うん、それでちゃんとしてくれたら。

○事務局 はい。

○吉井委員 それでまた判断する。

○大坂委員 ほじゃけん、そういった工事、こういう面でこういう勾配振って、ここへ集めてこうするんじやと、じゃけえもう前と何ら変わりなし、・・・。

○吉井委員 一般の田んぼでつからんとこやったらそんなこと言わへんねん。あっこは毎年もう2回か3回も絶対つかるんや、過去。

○事務局 ちょっと私も1つだけ吉井さんにお伺いしたいのが、田んぼを今度太陽光にしたときの天端の高さです、タグチというんか、ザシキになるかもわからないけど、その高さは上げたほうがええんか上げんほうがええんか。

○吉井委員 上げたらいかんわ。

- 吉井委員 今のGLでな。
- 事務局 上げたら上げたといっても、逆に最初のほうは聞こえたんで、逆に上げたら痛いという話。
- 吉井委員 ちゃうちゃうちゃう、土台を上げよという。太陽光を設置する土台を上げてくれということや。その立面図を持ってきてない。
- 事務局 ああ、タグチ、高さは上げんと……。
- 吉井委員 高さは上げたらいかん。
- 大坂委員 基礎は上げずに……。
- 事務局 ああ、なるほどなるほど、わかりました。
- 吉井委員 パネルの基礎を上げえということですね。
- 蛭子会長 説明も不足しとんという話じゃな。説明が足りとらんという話、……。
- 事務局 ああ、そうかそうか。基礎部分をそのままのひくうにしとったら、そこで何か詰まるかもわからんということですか。
- 吉井委員 そりゃあ詰まる、完全に詰まる。
- 事務局 逆に上げたほうが水は何かどういうふうに、そこで詰まらんのですか。
- 吉井委員 そりゃあ詰まらんやろ。水だけやったらすつといぬやん。
- 大坂委員 ここ、太陽パネルの勾配とつとるやろ、あそこへ水が重なったら流れがよどむんよ。
- 吉井委員 あの下に1つしとんや、ちょうどそのの。
- 事務局 そこはちょっと何か余り、共通の何か認識でないかもわからんので。
- 吉井委員 ほんで、今、宮本さんするいよる、うちの田んぼの向こうに去年、おと年ぐらいにしたんや。この台風も予防しとるやろ、いっばいまできとる。
- 事務局 パネルそのもののとこが。
- 吉井委員 来とん。 パネルで塞いでしもうたら。
- 事務局 ああ、わかりました。
- 吉井委員 今の位置では、もっと上げてもらわないかん。
- 宮本委員 そしたら、ごみとか木とかという……。
- 事務局 上げないかん上げないかんというのはあったけど、タグチじゃなしにパネルのところを。
- 吉井委員 地盤を上げたらいかんわな。そこへ余計たまるけえ。

○事務局 ですよ。

○大坂委員 そういった断面図で、その部分基礎やって、南に大きなコンクリートの四角い大きなつくられたらまた困るし。結局、たまった水が排水がおくれたんでは困るけえ。

○事務局 たまる、たまらない、たまったらいかなのんですけどね、現状は。

○吉井委員 今いろいろ工法あるやん。パイプだけでしようるところもあるし。それやったら当たり面が少ないし、コンクリートでしようるところもあるし、それは施工方法もあるけん、そういうようなんを出してくれというのも持ってこんのんやけん。

○稲田委員 これはやっぱりフェンスみたいなんをするんですか。

○宮本委員 周囲に。

○吉井委員 フェンスはしたらいかんわ。もう完全に詰まる。それはもういかんわ、アウト。

○事務局 基本的には、町道に接しとったらフェンスして子供が入らんよという話なんやけど、基本的に町道に接しとるここに関しては資材置き場とかそういう部分で太陽光自体は奥になるんで、この入り口はそりゃあするんかもわかりませんが、中自体にしたらさっき言ったようにごみ等が全部絡んでしまうので、堰になってしまう。

○吉井委員 それはもうしたらだめやわ。

○事務局 逆に。

○宮本委員 難しいんや、侵入者防止とかそういう観点でフェンスが欲しいとこなんやけど、そういう状況であればさあどういふふうに判断するか、そういうのが地元との話し合いですわね。大体一般的に津の郷の南のがずっと建つとるけど、そこはいたずらやなくてもう極端に言ったら銅線が高いからよく盗んでいく人おるじゃないですか、あの電気が集合して……。まあまあ余談になったけど。

○事務局 皆さんがよければ、私のほうからそういう指導のもとで水利のほうに断面図を持っていかせて再度判をとってもら。それでよろしいですか、吉井さん。

○吉井委員 はい。

○事務局 それで、確認ができたらもうそのまま県のほうへ送るということでもよろしいでしょうか。

○宮本委員 ちょっと関係ない、水利の同意と今3人ぐらい同意がないというのがあったでしよ。その件も同じですか。

○事務局 基本……。

○宮本委員 2項目あったんです、今確認が。水利は今言われたから。あと周囲の同意というのはどうでしょうか。

○蛭子会長 隣接な。

○宮本委員 うん、そうそうそうそう。

○蛭子会長 それも本来はあったほうがええ、あったほうがええ。

○事務局 本来は、うちの趣旨からということは本来はあったほうがいいということなんですけれども、基本的にいろいろな絡み、さっきの話でないですけど、みんないろんなことで、こいつは嫌いやき、言葉悪いかもわからんけど、そういうので押さん人もおるやろし、今の県の条項からいくと基本的には2, 000平米いかん人は基本的には要らないというお話ではあるので、そこら辺は皆さんでお話をいただいて、どういう対応にするか。

○吉井委員 結局、立面図と覚書書はちゃんとつくってもらわなんだら。

○事務局 ただ、さっきも御説明したとおり、会社としてはその立場にないっていう。あくまで……。

○吉井委員 いや、個人的によ。

○事務局 ああ、個人的にですね。

○吉井委員 そりゃあそうやわ、会社はそれは関係ないわ。

○宮本委員 本当は、何か問題があったときには何かしますよという、そういうまで出されとるんやから、それは例えば過去のしがらみとかそんなはもうのけたとしたら、それをクリアするためにあとのことはやりますよという文書が出とるんやから、無理に同意——3人の3つの同意の話——は要らなくてもいいかなと個人的に思いますけど。隣接の話。

○谷川委員 うん、最終的な県も要らんや、なくてもええと。要はほいだけんこの水利のほうは、今もう断面図を持って行って、こういうようになりますよということで、水利の判はもらえるんならもろうてくれと、そういうんでええと思う。隣接の場合は、今も要するに、どうしても理由があって押せというんだったらこれはもうしょうがない。それを無理やりに押せとかなんとかというんは、我々やってそこまで強制はできんのやけん。ほじゃけん、そだけど水利は必要よ。もろうとったほうが先々ええと思う。ほじゃけん、それやったらそれを早う言うてくれたら、わしだって香川用水の判せんものぞ、それやっ

たら一番に。ほだけに地元の水利の判をもらうてくれと言うたんや。ほじゃけん、できとるけに、来たけにうちは香川用水の判を押してあげてる。そないにもほいでもう面倒に言うんやったら、これ鍋谷地区のほうのわしももう待ってくれ待ってくれと言うぞ。一応考えて、現場を見てから香川用水の判しますというようになるで。今はそういうようなことはないが。皆きちっとして書類出してくれとるが、クニユウさん。ほいで、香川用水が一番に判をつきよんじゃな。ほいで、我々は一番にて町へはい、これを持って行って銭払うてくれよというてクニユウさんやみんなに言ようるけえな。ほいじゃけん、そういうようにわしもできとると思うとったんや。ほんなら、結局地元の水利の判ができとらんというていうてもう、あつたけに、どうしてやるんかおかしいのと思うてからに。ほんで、水利のあれを押してから水利に迷惑かけるんかといったら、この法人さんは迷惑はかけへんところ言う。ほいで、責任をわがが持ちますと言うんやろ。ほんなら、宮本さんが先にいろいろ問題があつて何百万円いったんでこの人は責任持ちますやったら持つやろうかな。私はそれ思うとるで。先に香川用水の判はしとるわけ。

○吉井委員 一つは、知つとると思うけど、町道、鍋谷の、井上病院のこっちのこの道路、白線また引いとんや。

○谷川委員 ああ、引いとる。

○吉井委員 引いとるやろ。

○谷川委員 ああ、引いとる。

○吉井委員 ああえなことをする人や。

○谷川委員 ああえなことというんもあれも聞いた。あれは、今の法務局へ行ったら、宮本一夫さんと原田さんの土地が残つとる。残つとるけんそれをほんじゃけえ町に買うかどうかというて、それは町へ話は持っていっとん。持っていったけど町からの回答は出とらんと言うたわ、町長からの。

○吉井委員 町道としとるんやったら、買収しとるやん。

○谷川委員 いいや、しとらんと言つた。できとらんのんじゃと。

○吉井委員 おかしいよ、それ。

○事務局 ちょうどうちの課でやるんで、これは個人的な情報になるんで相手は詳しくは言いませんが、そういう事実関係はあります。ほいで、結構シビアに土地家屋調査士さんを使うて法務局の筆界特定の制度を活用されて、法務局の中ではそこに筆界があるというのを、法務局の判断までは出てます。ただ、所有がえについてどうこういう議論まではま

だ詰められてないという現状はあります。

○谷川委員 現状は、宮本氏の土地と原田氏の土地やけに、これはうちの土地でというてピン打つんは、吉井さん、これはもうしょうがない。それも仮に、ブロックでも置いて通させんと言うたら今までどおりようる人からおまえ何で町で通りようるのをこがんなどに境つけてと言われるけど、それはしてないわ。それはもう見てくれって見に行った。ほんなら、白線なりピンは打つとるといけん。それは自分ちの土地やけん、そりゃあ白線入れたり境界をするのはこれは当たり前じゃというてわしは言ったんよ。

○事務局 まあまあまあ、それは言わんとみたいな話はしてますけど。

○谷川委員 ほんで、町のトップとも話しましたと言うた。ほんで、トップはできたら現状で寄付してくれということや、町やけんな。だけど、寄付するせんはこれは本人さん次第じゃけえな。我々がおまえ、おい、潰してやれとかという、そがあなことは言えんがな。

○蛭子会長 まとめます。さっき金井さんのほうの事務局のほうでまとめてくれたように、図面持って水利のほうへ行くということで了解いただければ判もろうて、もうこのまま許可するという格好で、隣接地の方についても一応は判もらえればもらったほうがええんでないかというふうに思いますんで、それでもいかんというたらこれはもうやむを得んかと思うんで、それでいいですか、それで。

○吉井委員 ほんじゃけえ、立面図と覚書書は宮本さんの名前で出してもろうたら。話する。

○蛭子会長 うん。ほんなら、そういうことで……。

○宮本委員 1つちょっと、うちのほうでもソーラーで、ちょっとごめん。うちの津の郷の大隅や三本松に結構ソーラーやってるんです。1つもめた事例なんですけど、水利の判をくださいよという話になったときに、近隣の人がちょっと待ってくれと水利に頼んで、水利は言われたから待ったんや。なら、そのやろうとしとる人が、1つがおくれたら数百万円の損害を受けるから、それは法的なことも考えるぞっちゅう話まで出てきた事例がありますので、これもまさしくソーラーで、時期的なんが冬やけど、早く6月、5月はかかりたいよという、大きいやつ数百万円の金がかかってくるわけです。それを果たして地元の水利がそんなリスクまで負ってようせんがという話があったんですけど、それは事なく終えて出てきた経緯もありますので、そのあたりも踏まえてやらないと、今後過去の何とかかんとか非常に細かい話までいくと業者によったらそういうのが出ますので、これも

ちょっとひとつお耳に入れとけばなと出しましたので。済いません、長くなりまして。

○蛭子会長 太陽光の詳しいことはわからんけど、経済産業省とかの許可とかなんとか出る分あれとか、工事のああいうなんともあるので、宮本さんが言うように急がないかん場合もあり得ると思う。

○宮本委員 うん、そうです、そうです。そういう強攻に出る場合もありますので、みんな慎重に対応しないとこのを言いたかったのは、はい、ちょっと披露させていただきました。

○事務局 実質は、これは2カ月前に出とって僕のほうがあつ返しとったというのはあるんです。

○宮本委員 だから、金井さんはそれなりにいろんな問題点があるからもっとこうやれよという指導をされたというふうに理解はしてますけど、はい。

○事務局 じゃけえ、水利さんとも十分協議して判もらってきてって言って、本当は本人は9月末ぐらいに出してきよったんですけど、いろいろあったみたいで今回になったと。今言われたように、会長が言われたように、私のほうで早急に、急がれておるっていうんも認識した上で、今動きょうるのが石川事務所なので、早急にそこら辺を再度鍋谷水利さんのほうへ提出をして、確約書なりの誓約書に関しては、内容的なもんはまた聞いて、どういうふうに書いたらいいのかっていう部分は石川のほう、事務所さんと協議を水利としてもらって、それであとは今度申請者が判を押すか押さないか、それで出してもらって判をとってもらおうということで指導をさせていただくということによろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○蛭子会長 それでは、第1号議案については終わりますけど、いいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○蛭子会長 それでは、第2号議案、説明をお願いします。

○事務局 第2号議案と第3号議案、第2号議案の1と2が関連しておりますので、もう立て続けに読み上げさせていただきます。

農業委員会受け付け、平成29年11月2日、場所、宇岩屋3435番1、3437番2、3437番13、台帳上は一番上が田、あとは畑、畑、現況は田ということで、譲り渡し人のほうが坂出市白金町3丁目5番27号、内田重忠さん及び内田敬子様。譲り受け人のほうが仲多度郡多度津町大字道福寺88番地6、嶋田良信様及び譲り渡し人は同人で、もう一人の譲り受け人のほうが同じく仲多度郡多度津町北嶋1丁目2番28号、渡邊

永恵さんで、番地は横の3396番1、3397番1、3435番3、3437番15、3437番16ということで、上3つが台帳上田で、下2つが畑と。現況は田ということでございます。両方とも所有権の移転になります。場所については、3枚目の大きな図面でJRの高架橋のすぐ横になります。中学校のところ辺になるんですけども、これは基本的には1つなんですけれども、開発が絡んでくると。譲り渡し人が一緒に、場所的に同時開発ということになりますので、これは最終的に書類としては開発行為の範疇に入りますので、農業委員会として審議をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○谷川委員 地元水利組合は一応承認しました。ほんで、これを出とるんが、これはマンションが建つ。今うちのほうもどうしようにするかという図面はもろうとらんけど、口頭で一応マンションが建つということで、ほんならそれに対してうちのほうは隣地の判なりいろいろと・・・問題はないんかと言うたらないと言うんで、・・・。

○事務局 それと、一応共同住宅の2階建て1棟。

○蛭子会長 地元の水利の意見は同意しておりますということで、ほかに何か御意見、御質問ありますか。

なければ、要らんのんで処理するというところでいいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○谷川委員 それと、これに対して今いろいろ問題が出てきたけど、この人にも、内田さんという人が国鉄に用地がかかって香川用水を今まで払うてなかったんやと。それは町からうちのほうへ水利のほうに、香川用水の銭が、前の銭が納まっとらんのじゃがと、あの国鉄ができてから。ほんなら、この本人いわく、タダヨシさんというんは、親のことやけえわし知るかということや。ほんじゃけえ、おまえそれは親のことやけどあとを相続したおまえが、町が香川用水の銭を滞納、滞納と言うたら失礼やけども残っとんやったら、しまいするんが道じゃがと。ほんで、どうしても道を外してむちゃ言うんやったら、おっさんは香川用水の役員として判ができんがと言うて、ほんならいんで親と、おなごの親が生きとるけに話ししてみますと言うたら、水利さんのゆうんが合うとるけえ早う持っていけと。ほんなら持っていきましたやん、ほんでその足でうちに香川用水の全部払いましたほんならもうすぐ書類持ってこいと全部書類に判を押してあげますよと言うて、そういうような・・・とった。ほんじゃけえ、それでうちの町は、その㎡、今までずっと払いようたんよ。

○谷川委員 ほんなら、うちも番地が消えとらんけん、香川用水の土地の分も払わないかんわな。いつぞや町に、宇多津町が53町歩の中にその土地がまだ残ったというわけなんよ。

○事務局 基本的に、今言われる分に関しては相当量の部分があります、宇多津町内、見つかってるだけでJRさんもそうですし、ダイソー側の広げたんもあの中にもととの田んぼの地番が、おるやつが払ってないっていう、それは常時私のほうでチェックをかけて、追っかけてまではしませんけどこういう開発が出た時点でお話をさせていただいて、納めて帳面も消していくということで今やらせていただいとるのが実情で、今回は相手もめたんで、会長に、総代に相手の方とのお話し合いをしていただいと納めていただいたというのが実情でございます。実質は相当量消えてない、11号線沿いもようけありますし、国とか県がやった工事に関してはほとんど言わないので全部残ってる。

○谷川委員 じゃけ、できたら町からこういう要請が我々委員にあつたら、我々もそれに対して町との話し合いの上で……。ほんで、本人さんに納得していただいと、ほんで納めてもろうて円満な解決をする方法にしたらええがと思つて一応、今の余分な話ですけど、うちもそういうことがあつたんでと、この案件に対しては、はい。済いません、どうも。

○蛭子会長 そんなたくさんあると思うわ。決済なつてから、わしそなあなもん何で払わないかんのというのおるけえな。

何の決済金やという人がおるん。

○蛭子会長 おるんじゃ。

○谷川委員 じゃけど、それは説明して、したら大体の人はわかるつて。

○蛭子会長 うん。ほんなら、強みは、その決済金払わなんたら判できへんで……。

○谷川委員 できん、できん。

○蛭子会長 半分になつとるといふて半分不満やろうけど、思うけど。そういうことで。

それから、第3号議案のその他ですが、まず最初にアイレックスの研修、金井さんのほうから。

○事務局 アイレックスが27日の日でございます。ほんで、前と一緒に役場のほうに12時50分ぐらいに集合をいただいと、私のほうが乗せていくというようにさせていただけたらと思つております。運行がたしか1時半だったと思うんです。

○事務局 はい。

○事務局 今私のほうで聞いておるのは、宮本さんと池田さんは欠席というお話は聞いております。あとは、石川先生には私二、三回行って、忘れたり学校が休みだったりでお会いできななくてきょうお渡ししたんで、席的にはあと私と福田も行く中で、現況的には10席分を宇多津町としてとっていただいておりますので、席的にはもし急に行けるようになったらということでは準備はしておりますので、はい。

○蛭子会長 ということで、研修会についてはそういうこと。12時50分●
した。

午前11時00分 閉会